

学校施設を避難場所として指定する覚書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、市町村が策定した市町村地域防災計画に山形県教育委員会が管理する学校施設（以下「学校施設」という。）を避難場所として指定させるため山形県知事と山形県教育委員会教育長との間において、次のとおり覚書を取り交わす。

第1 市町村の地域内における災害に対応し、地域住民の生命及び身体の安全保護のため、市町村長が学校施設を避難場所として必要と認める場合は、あらかじめ当該施設を避難場所として指定させることができる。

第2 市町村長が学校施設を避難場所として指定する場合は、当該学校長の了解を得るものとする。

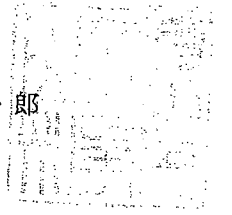
第3 避難場所としての学校施設の使用範囲等の詳細については、市町村長と当該学校長との間において協議して定めるものとする。

第4 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、双方協議して定める。

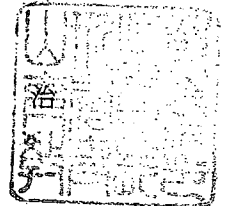
この覚書の確実を期するため、本書2通を作成し双方各1通を保有する。

昭和55年6月4日

山形県知事 板垣 清一郎



山形県教育委員会教育長
大竹 正



アマチュア無線による災害時応援協定

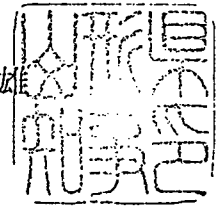
社団法人日本アマチュア無線連盟山形県支部（以下「JARL山形県支部」という。）と山形県（以下「県」という。）は、県が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づき実施する災害時における情報の収集伝達に関し、次のとおり協定する。

JARL山形県支部

支部長 高橋良信



山形県知事 高橋和雄



（目的）

第1条 この協定は、山形県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、JARL山形県支部のアマチュア無線局が県に協力して、災害情報の収集伝達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（性格）

第2条 前条におけるアマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

（構成員）

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、JARL山形県支部の構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 JARL山形県支部は毎年1回構成員名簿の見直しを行い、県に提出するものとする。

(災 害)

第4条 この協定において「災害」とは、災対法第2条第1項第1号に定めるものとする。

(要 請)

第5条 県は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集伝達上必要があると認める時等は、JARL山形県支部及び構成員に対し、情報の収集伝達について、協力を要請することができる。

(情報の提供)

第6条 JARL山形県支部の構成員は、県から協力要請がなくても必要と思われる災害情報については、県に提供することができるものとする。

(連絡系統)

第7条 JARL山形県支部と県との情報連絡系統は、別紙のとおりとする。

(情報収集連絡の訓練)

第8条 JARL山形県支部及び県は、非常災害時の災害情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため毎年共同して訓練を行うものとする。

(雑 則)

第9条 この協定に定めのない事項又は規定している事項に疑義を生じた場合には、JARL山形県支部と県は協議のうえ決定する。

附 則 この協定は平成 9年 5月 28日から実施する。

JARL山形県支部と県とは、本協定書を2通作成し、それぞれ署名押印のうえ、その1通を保有する。

災害時における交通誘導業務等に関する協定

山形県警察（以下「甲」という。）と社団法人山形県警備業協会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における交通誘導等の実施に関する警備業務要請の手続き等について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時において、被災地の被害拡大防止及び救援、救護活動等を円滑に実施するため、甲は乙に対して緊急に必要とする交通誘導その他の警備業務の実施を要請し、もって県民生活の安定に寄与することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務
- (2) 被災地における避難場所等の警戒その他甲が必要と認める警備業務

（出動要請等）

第3条 甲は、大規模災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、日時場所、業務内容及び警備員数を指定して、文書又は電話等により警備員の出動を要請するものとする。

出動期間については、要請時に別途協議するものとする。

2 前項の出動要請に基づき出動する警備員は、甲が別途指定する基準を満たすものとする。

（業務の解除）

第4条 甲は、要請した業務を解除するときは、乙に対し、文書又は電話等によりその旨を連絡するものとする。

（出動可能人員表の備付け等）

第5条 乙は、甲の出動要請に応じるため、警備業者ごとに出勤可能人員等を記載した表を備付けておかなければならない。

2 乙は、前項の表を毎年度当初甲に提出しなければならない。

（業務の実施）

第6条 出動警備員は、所属する警備業者の指揮に基づき、甲の指定する業務に従事するものとする。

2 乙は、出動後速やかに、警備業者ごとに出勤警備員を甲に報告しなければならない。

3 乙は、業務が終了したときは、甲に対し、出勤人員、出勤時間及び業務内容を報告しなければならない。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は業務の終了後、甲に対し別途協議の上定める費用の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第8条 この協定に基づき、当該業務を実施した警備員が、当該業務の実施により甲又は第三者に与えた損害は、使用者たる警備業者の責任において負担するものとする。

（災害補償）

第9条 この協定に基づき、当該業務を実施した警備員が、当該業務の実施により負傷し、又は死亡した場合の災害補償については、使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

（訓練）

第10条 乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、平素から、必要な訓練の実施に努めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関する細目事項については、山形県警察本部生活安全部長と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第12条 この協定は、平成9年10月14日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年10月14日

甲 山形県警察本部長

坂井 秀



乙 社団法人山形県警備業協会会

須藤 壽治



災害時における交通誘導業務等に関する細目協定

山形県警察（以下「甲」という。）と社団法人山形県警備業協会（以下「乙」という。）が平成9年10月14日締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」（以下「協定」という。）第11条第2項に基づく業務実施の細目事項に関し、次のとおり協定する。

（災害の定義）

第1条 この協定において「大規模災害」とは、災害対策基本法第23条の規定により山形県災害対策本部を設置する災害が発生し、警察等の公的機関のみでは十分な応急措置を講ずることができないものをいう。

（業務の指示）

第2条 協定第3条に基づき出動した警備員の具体的な業務については、当該業務実施地域を管轄する警察署長が指示するものとする。

2 前項により出動した警備員は、当該業務を実施する現場及びその周辺にいる警察官と緊密な連携を図り、警備業務を実施するものとする。

3 警備業者は、第1項の業務が完了したときは、速やかに、警察署長に業務完了の報告を行うものとする。

（出動警備員）

第3条 協定第3条第2項に定める出動警備員は、次のとおりとする。

(1) 交通誘導警備業務を実施する警備員は、原則として、警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）に定める交通誘導警備の検定に合格した者、又は、継続して2年以上、主として当該警備業務に従事している者とする。

(2) 前号以外の業務については、出動警備員の中に、継続して2年以上当該警備業務に従事し、かつ、専門的な知識及び技能を有する者を含むものとする。

（費用の算出）

第4条 協定第7条第1項の規定により、乙が甲に請求する費用は、当該地域における通常の費用を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（訓練の指導）

第5条 甲は乙に対し、協定第10条による訓練に対し、必要な指導助言をすることができるものとする。

（協議）

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年10月14日

甲 山形県警察本部生活安全部長

工藤英雄



乙 社団法人山形県警備業協会会長

須藤壽治



災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、山形県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害が発生した市町村（以下「市町村」という。）から甲に対して棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関する協力の要請があったとき、乙及び丙（以下「乙等」という。）の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第2条 本協定において、甲が乙等に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- （1）棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供（以下「棺及び葬祭用品等」という。）
- （2）遺体の搬送
- （3）その他、甲の要請により乙等が応じられる事項

2 前項第1号に規定する棺及び葬祭用品については、別に定める。

（協力要請）

3条 甲は、災害時において市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力の要請を受け、必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。ただし、乙が対応できない場合等は、丙に対して直接協力を要請することができる。

2 前項の規定による甲から乙等に対する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

3 乙は、甲から要請を受けたときは、必要に応じて丙に対して協力を求めることができる。

4 第1項の規定による甲から乙等への要請文書は、別に定める。

（要請に対する措置）

第4条 乙等は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を講ずるとともに、応諾の可否を速やかに甲に通知するものとする。

2 甲は、乙等から前項の通知を受けたときは、その旨を速やかに市町村へ通知するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙等は、第3条第1項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

2 調達した棺及び葬祭用品は、甲が指定する引渡し場所まで乙等が搬送するものとする。

(引渡し)

第6条 甲は、前条第2項の引渡し場所に職員を派遣し、棺及び葬祭用品を確認して引渡しを受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による引渡しを受けることを市町村に代行させることができるものとする。

(燃料確保の支援)

第7条 甲は、この協定に基づき実施する業務の用に供する乙等の車両に係る燃料の確保を支援するものとする。

(報告)

第8条 乙等は、甲からの要請により第2条第1項各号に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定に基づく棺及び葬祭用品の確保が円滑に行われるよう、必要と認めるときは、乙等に対し、棺及び葬祭用品の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

(費用の負担)

第9条 乙等がこの協定に基づき実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として甲と乙等が協議して定めるものとする。ただし、前項の規定により甲が負担する棺及び葬祭用品等の費用は、原則として、山形県災害救助法施行細則（昭和35年1月山形県規則第4号）に規定する埋葬の費用を限度とする。

(守秘義務)

第10条 乙等は、この協定による業務を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、別に定める。

(被災した他の都道府県への応援)

第12条 甲が、被災した他の都道府県に対する応援を行うため、乙に第2条第1項各号に掲げる業務の協力要請を行った場合は、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙等が協議して決定するものとする。

(効力)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年2月1日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄



乙 山形県東根市宮崎二丁目1番3
山形県葬祭業協同組合
理事長 青柳 春美



丙 東京都港区港南二丁目4番12号
港南YKビル4階
全日本葬祭業協同組合連合会
会長 松井 昭



災害時における被災動物対策に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と社団法人山形県獣医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災動物（ペット）対策について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時の被災動物（ペット）対策を円滑に実施するため、甲が行う被災動物（ペット）対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（避難所等への獣医師の派遣）

第2条 甲は、必要に応じ乙に対して避難所等への獣医師の派遣を要請するものとし、乙は、甲の要請に基づく獣医師の派遣に努めるものとする。

（動物の適正な飼養に関する指導、助言）

第3条 甲、乙は市町村等と連携し、飼い主とともに避難所等へ避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。

（被災地域における動物の保護）

第4条 甲、乙は市町村等と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容を行う。

（相談窓口の設置）

第5条 甲、乙は市町村等と連携し、ペット相談窓口を開設するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長とし、乙については事務局長とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年2月9日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市吉原二丁目8番6号
社団法人山形県獣医師会
会長 勝見 晟

災害時の協力に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と、東北電力株式会社山形支店（以下「乙」という。）及び東北電力ネットワーク株式会社山形支社（以下「丙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、三者が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙及び丙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間、復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（県災害対策本部へのリエゾンの派遣）

第3条 震度6弱以上の大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等の発生の恐れがあり、あるいは停電等が発生し、甲が災害対策本部を設置した場合、乙及び丙は甲からの要請を待つことなく、甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

2 派遣されたりエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する乙及び丙の窓口としての機能を担うものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙及び丙は、乙及び丙の供給管轄区域内の被害状況の把握を行い、甲の意見を踏まえ、医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等、重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項を実施するにあたり、あらかじめ優先的に復旧が必要な重要施設をリスト等により甲、乙及び丙が共有するものとし、電源の確保が必要な施設への電源車等の配備については、甲、乙及び丙が調整のうえ、乙又は丙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙及び丙の電力復旧作業に支障をきたす場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（平時における連携）

第6条 倒木等による停電や道路の寸断等の発生を防止するため、支障となる樹木の事前伐採について、甲、乙及び丙が連携し、それぞれの行う業務の範囲において協力するよう努めるものとする。

(資材置場等の確保に対する協力)

第7条 災害時において、乙及び丙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場等の確保にあたっては、甲は乙及び丙の要請に協力するよう努めるものとする。

(自衛隊の派遣要請)

第8条 電力復旧作業を行ううえで自衛隊の派遣が必要と認められる場合、乙及び丙は甲に対し自衛隊の派遣要請を依頼し、甲は乙及び丙からの要請に基づき迅速な対応に努めるものとする。

(連絡体制)

第9条 この協定に関する甲、乙及び丙それぞれの連絡個所、担当者名、電話番号等については、年1回以上三者で確認のうえ任意様式の連絡先一覧等を作成し、甲、乙及び丙それぞれで保持するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

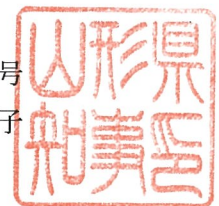
(旧協定の失効)

第11条 甲乙間で平成19年3月22日付締結した「災害時の協力に関する協定書」は、本協定の締結に伴い失効するものとする。

この協定を証するため、甲、乙及び丙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和3年2月5日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市本町二丁目1番9号
東北電力株式会社
執行役員山形支店長 藤原 正雄



丙 山形市本町二丁目1番9号
東北電力ネットワーク株式会社
山形支社長 茂木 明浩





災害時における非常用水等の確保に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県さく井技術協会（以下「乙」という。）は、災害時における非常用水等の確保（以下「水支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、大規模災害時（震度5弱以上の地震、風水害、雪害、渇水等による緊急事態）における「水支援」に関して、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援協力の要請）

第2条 甲は、所管する公共施設その他緊急避難場所施設等への「水支援」が必要と判断した時は、乙に対し、応援協力を要請することができるものとする。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、施設の場所、規模、期間、その他必要と認める事項を文書（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（応援協力の実施）

第3条 乙は、甲からの要請を受けたときは、出来る限り速やかに現地調査を行い、次に掲げる「水支援」の具体的な方法を記載した文書（別記様式2）を甲に報告するものとする。

- (1) 用水確保の手段（新規井戸掘削、既設井戸の利用、用水の運搬等）
- (2) 用水施設の規模、内容
- (3) その他の必要な事項

（経費の負担）

第4条 甲は、乙が前条の「水支援」に要した経費を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙はこの協定に基づく応援協力が社会貢献活動であることを理解し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（応援協力の実施体制）

第5条 乙は、あらかじめ応援協力実施体制編成表（別記様式3）を作成し、甲に報告するものとする。なお、それらに変更が生じた場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山形県生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課、乙においては山形県さく井技術協会事務局とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

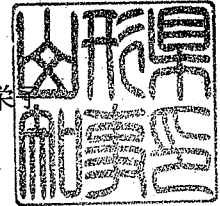
(適用)

第8条 この協定は、平成24年3月30日から適用する。

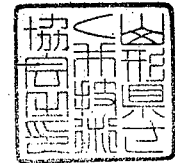
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年 3月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄



乙 山形県さく井技術協会
会長 高田 信



別記様式1 (第2条関係)

第 号
年 月 日

山形県さく井技術協会長 殿

山形県知事

災害時における水支援に関する協力要請書 (第 報)

災害時における非常用水等の確保に関する協定第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 (部 課) 氏名 連絡先電話番号
電話、ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 () 時 分 頃
要請理由	
要請の場所 (施設の場所)	住 所 (施設名)
要請の規模	
要請期日又は期間	期日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

別記様式2 (第3条関係)

第 号
年 月 日

山形県知事 殿

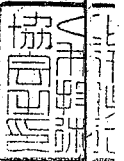
山形県さく井技術協会長



災害時における水支援に関する現地調査報告書

協力要請のあった「水支援」に係る現地調査について、災害時における非常用水等の確保に関する協定第3条に基づき、次のとおり報告します。

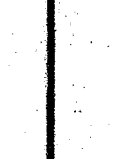
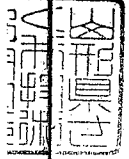
要請書番号及び日時		年 月 日付け 第 号 (第 報)
現地調査実施 期日又は期間		期日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
現地調査の場所 (施設の場所)		住 所 (施設名)
現 地 調 査 結 果	用水確保の手段	
	用水施設の 規模、内容	
報 告 担 当 者		氏 名 連絡先電話番号
備 考		



別記様式3 (第5条関係)

災害時における水支援に関する応援協力実施体制編成表

会社名	住所 TEL・FAX	総括責任者 氏名 自宅 TEL 携帯電話	副責任者 氏名 自宅 TEL 携帯電話	動員可能者数	備 考



災害時における環境調査に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県計量協会（以下「乙」という。）とは、災害時における環境調査に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において化学物質等が環境中に漏えいしたことなどにより必要となった環境調査業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるにあたり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「化学物質等」とは、人の健康や環境に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある物質、その他甲が必要があると認めるものとする。

（要請）

第3条 甲は、災害時における環境の調査を行うために乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して協力を要請する。

2 前項の規定による甲の要請は、様式第1号により文書で行う。ただし、文書による要請ができない事情があるときは、口頭又は電話等により要請した後、速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する環境調査業務は、次のとおりとする。

- (1) 水、大気及び土壌等の試料の採取
- (2) 採取した試料の測定及び分析
- (3) 調査地点周辺状況の情報収集
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

（業務の実施）

第5条 乙は、甲から第3条の規定により協力要請を受けたときは、可能な限りこれに応ずるものとし、乙の環境計量証明部会に所属する会員（以下「会員」という。）に対し第4条に規定する環境調査業務を他に優先して実施させるものとする。

2 乙は、環境調査業務を実施させる会員を定めたときは、甲に速やかに報告するものとする。

（環境調査結果の報告）

第6条 乙は、第4条に規定する環境調査の結果について、環境調査終了後直ちに電子メール等により甲に報告するものとする。ただし、これらにより報告することができない事情があるときは、口頭又は電話等により連絡した後、速やかに文書を送付するものとする。

（業務完了報告）

第7条 乙は、第5条に規定する業務を終了したときは、様式第2号により報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 第5条の規定により乙の会員が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(会員の協力体制の整備)

第9条 乙は、甲に円滑に協力できるよう、会員の調査・分析体制を把握し、あらかじめ甲に報告するとともに協力体制及び情報等伝達体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、必要と認めるときは、前項の調査・分析体制について乙に報告を求めることができるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲若しくは乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成27年6月29日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村美栄子

乙 山形市松栄二丁目2番1号
一般社団法人山形県計量協会
会長 小林信治

一般社団法人山形県計量協会
会長 ○ ○ ○ ○ 様

山形県知事 ○ ○ ○ ○

災害時における環境調査の協力要請書

災害時における環境調査に関する協定書第3条により、下記のとおり協力を要請します。

記

災害の状況及び協力を要請する事由	
調査地点	
調査内容	
調査期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
その他参考となる事項	

【担当・報告先】

担当 環境エネルギー部水大気環境課 担当者：
連絡先 電話：023-630- (直通) 携帯：
FAX：023-630- E-mail：

山形県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

一般社団法人山形県計量協会
会長 ○ ○ ○ ○

災害時における環境調査業務完了報告書

災害時における環境調査業務が完了したので、災害時における環境調査に関する協定書第7条に基づき報告します。

記

調査地点	
調査内容及び調査結果概要	別添のとおり。
調査期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
調査に要した人員、車両、資機材等	別添のとおり。
その他参考となる事項	

【担当者・連絡先】

担当

連絡先 電話：

(直通)

携帯：

FAX：

E-mail：



大規模災害時における被災者支援に関する協定書

山形県（以下、「甲」という。）と山形県行政書士会（以下、「乙」という。）とは、大規模災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県内で地震災害、大雨洪水災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の大規模災害が発生した場合（以下、「大規模災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務を相互に協力して実施することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務及び相談）

第2条 この協定において「行政書士業務及び相談」とは次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する業務
- (2) 廃車手続等の自動車登録申請書類に関する業務（但し、業務用自動車は原則除く。）
- (3) 相続及び遺言関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請全般に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他、行政書士法に定める相談全般

（支援業務の要請）

第3条 甲は、大規模災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務及び相談の実施を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、原則として大規模災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに大規模災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務及び相談に従事する者を選定し、甲の要請場所に派遣するものとする。

- 2 ただし、乙は諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙の会員でない行政書士を派遣することができる。

（連絡調整）

第5条 甲及び乙は、連絡体制を整え、被災者支援に支障の無いように、市町村と実施場所等の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 行政書士業務及び相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。
2 当該業務等に必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、許認可申請等に添付する印紙代、県証紙代及び諸証明交付手数料等の実費は、相談者(業務上の依頼者)の負担とする。

(損害への対応)

第7条 行政書士業務及び相談を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。
ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有する。

平成29年3月13日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事

吉村美栄子

乙 山形県山形市荒楯町一丁目7番8号
山形県行政書士会
会長

縮 修二

第 号
平成 年 月 日

大規模災害時支援要請書

山形県行政書士会長 殿

山形県知事

印

大規模災害時における被災者支援に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

要 請 内 容	
場 所	
期 間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()
備 考	

派遣先担当者	所属 職名 氏名 電話番号
派遣先要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃

避難所用間仕切りシステムの供給等に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク（以下「乙」という。）とは、避難所用間仕切りシステム（以下「間仕切りシステム」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時において甲及び乙が相互に協力し、県民の避難生活の早期安定を図るために、乙の代表者の考案による間仕切りシステムの円滑な供給体制に関し、必要な事項を定める。

（要請等）

第2条 甲は、甲又は山形県内の市町村（以下「市町村」という。）において、災害時に避難所に間仕切りシステムを設置する必要があるときは、乙に対して次の事項を要請することができる。

- （1）間仕切りシステムに係る資材（以下「資材」という。）の調達
- （2）間仕切りシステムの設置に係る指導
- （3）その他間仕切りシステムの供給等に係る必要な事項

2 甲は、甲又は市町村が行う災害に備えた訓練時又は会議時に、乙の支援が必要と認めるときは、乙に対して前項各号の要請を行うことができる。

3 甲は、間仕切りシステムについて改善を要すると認めた場合は、乙に対して改善を要請することができる。

4 前3項の要請は、原則として様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法によって要請を行い、事後速やかに様式1を提出するものとする。

（協力等）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、直ちに甲との間で協議を開始し、当該要請に必要な協力を行うものとする。

2 乙は、前条第2項の要請を受けたときは、直ちに甲との間で協議を開始し、マニュアル等の作成、設置作業の指導等を実施するものとする。

3 乙は、前条第3項の要請を受けたときは、速やかに甲との間で間仕切りシステムの効果的な改善について検討を行うとともに、必要な改善を行うものとする。

4 乙は、前3項の要請を受けたときは、その実施事項について様式2により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法によって報告し、事後速やかに様式2を提出するものとする。

（引渡し）

第4条 間仕切りシステムの引渡し場所は、甲又は市町村と乙が協議の上定めるものとする。

2 引渡しの場所までの資材の運搬は、乙又は乙が委託する者が行うものとする。ただし、乙又は乙が委託する者が資材の運搬を行うことができない場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

(間仕切りシステムの設置)

第5条 間仕切りシステムの設置に係る作業は、避難所を運営する者又は甲が指定する者が、乙の指導により行うものとする。

(費用)

第6条 乙が供給した間仕切りシステムの代金及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲又は市町村が負担するものとする。

- 2 乙が供給した間仕切りシステムの価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。
- 3 第1項の費用の具体的な内容、請求及び支払方法等詳細については、甲又は市町村と乙が協議の上、別途定める。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が間仕切りシステムを供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議等)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ、その都度決定するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、協定締結の日から平成30年3月31日まで効力を有する。ただし、この協定の期間満了の日の1箇月前までに協定を更新しない旨の文書による意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以降もこれと同様とする。

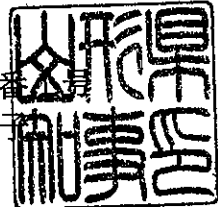
(連絡窓口)

- 第10条 甲及び乙は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、相互に連絡するものとする。
- 2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、連絡するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子



乙 東京都世田谷区松原五丁目2番4号
特定非営利活動法人
ボランティア・アーキテクツネットワーク
代表者 坂 茂



(様式1)

年 月 日

特定非営利活動法人
ボランティア・アーキテクト・ネットワーク 代表 様

山形県知事

避難所用間仕切りシステムの供給に関する要請書

避難所用間仕切りシステムの供給等に関する協定第2条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

1 災害及び間仕切りシステム供給を必要とする状況

2 供給を必要とする内容等

要請期日	数量	運搬先	備考欄



(様式2)

年 月 日

山形県知事 様

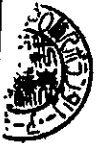
特定非営利活動法人
ボランティア・アーキテクト・ネットワーク 代表

完了報告書

避難所用間仕切りシステムの供給等に関する協定第3条第1項の規定に基づき、次のとおり供給が完了しましたので、報告します。

1 間仕切りシステム供給完了内容

引渡し日時	数量	運搬先	備考



災害時における防災力向上に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）とは、山形県の防災力向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が平素から防災への取組について連携することで、災害発生時における山形県の防災力の向上を図り、災害から県民の生命、身体及び財産並びに県土を災害から保護することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携・協力して防災力向上に取り組むものとし、乙は、次に掲げる事項について甲から協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じる。

- （1）災害時におけるドローンによる情報収集及び急速充電器の利用に関すること
- （2）甲が行う防災フォーラム、防災に関する研修会等への協力に関すること
- （3）県民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙協議の上、決定する。

（協力の要請）

第3条 甲は、前条第1項の規定による要請をするときは、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により協力を実施したときは、終了後速やかに別紙2により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定による協力を行うために要した費用については、乙が負担する。

2 前項の規定に依りがたい場合は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう連絡責任者を定め、相互に通知する。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

（情報管理）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、又は第三者に公表し、若しくは漏らしてはならない。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに甲又は乙から意思表示がないときは、更に、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有する。

平成30年5月31日

甲 山形県山形市松波二丁目8-1
山形県
山形県知事

吉村美栄子

乙 東京都新宿区西新宿一丁目26-1
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
執行役員 東北本部長

荒井英一

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時における要配慮者等への支援に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき甲が行う要配慮者等への支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定で「大規模災害」とは、災害救助法及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の適用を受ける災害等並びにその他知事が特に要配慮者等への支援が必要と認める災害をいう。

2 この協定で「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高齢者（65歳以上の者をいう。）のうち、避難生活において特に配慮が必要な者
- (2) 障がい者（原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）のうち、避難生活において特に配慮が必要な者
- (3) 前各号に掲げる者と同一世帯の者又は介護者
- (4) 乳児及びその保護者
- (5) 妊産婦及びその介助者
- (6) 避難所での集団生活では健康を損なうおそれがある等、甲又は市町村が特に配慮が必要と認める者

（要請）

第3条 甲は、大規模災害発生時において、市町村から要配慮者等のための宿泊施設の確保の要請があったときは、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はFAX等により要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（要請する業務の範囲）

第4条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 乙の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供
- (2) 前号の業務を実施するに当たっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) その他必要とする事項

（実施）

第5条 乙は、甲から第3条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかに取るものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を文書で報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はFAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（受入対象期間）

第6条 宿泊施設への受入対象期間は、原則として、災害救助法等による救助基準による。ただ

し、これにより難しい場合は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（経費）

第7条 甲は、第4条の規定により乙が実施した業務に係る経費（以下「経費」という。）を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、原則として、甲乙協議の上別途定めるものとする。

（経費の請求）

第8条 乙は、業務が完了したときは、組合員の業務実績を集計し、甲に対し一括して経費を請求するものとする。

（経費の支払い）

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡調整体制の整備）

第10条 甲及び乙は、大規模災害発生時における円滑な協力体制が図れるよう、平時から要配慮者等の受入れに関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第11条 この協定の実施に際し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協定の有効期限・解除）

第13条 この協定の有効期限は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月5日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄子

乙 山形県山形市松波三丁目2番12号
山形県旅館ホテル生活衛生同業組合

理事長

依藤信幸

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書

災害時における段ボール製品の調達に関する協定書

山 形 県
東日本段ボール工業組合

災害時における段ボール製品の調達に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と、東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県内で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の設営等に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、物資を必要とするときは、文書により、乙に対して物資の供給、運搬等（以下「供給等」という。）について協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施及び受諾等）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- (1) 山形県内、最寄りの場所等に事業所を有するもの
- (2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- (3) 甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

2 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) 組合員の名称、所在地
- (2) 連絡窓口、連絡方法
- (3) 物資の種類、数量、提供可能時期
- (4) その他必要な事項

3 甲は、乙から前項の連絡を受けた後、同項の承諾をした乙の組合員（以下「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

4 乙及び組合員は、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、甲は、乙及び組合員が物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他組合員の取扱商品

（物資の引渡し）

第5条 甲及び組合員は、第3条3項の協議において引き渡し場所等を決める。引き渡しは、甲又は甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 組合員は、引渡し終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。

3 乙は、組合員もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって協定を履行するよう求めるが、履行することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(費用)

第6条 甲は、組合員が供給する物資の対価及び運搬等の費用について、相当額を負担するものとする。
2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び組合員が第3条3項の協議等において決定するものとする。

(連絡体制等)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。
2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(車両の通行等)

第8条 甲は、第2条の要請に基づき事業所が物資を運搬等する際に使用する車両について、緊急又は優先車両としての通行に可能な限り配慮するものとする。

(協議等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。
2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。
3 乙は、日頃から、本協定の趣旨及び手続等について組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

(実施細目等)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の1か月前までに文書により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

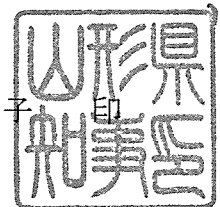
第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和元年 12月 26日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村美栄子



乙 東京都中央区八丁堀四丁目1番4号

八丁堀中央ビル8階
東日本段ボール工業組合
理事長 齋藤英男



災害時における段ボール製品の調達に関する協定実施細目

山 形 県

東日本段ボール工業組合

災害時における段ボール製品の調達に関する協定実施細目

山形県（以下「甲」という。）と、東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関する協定（以下「協定」という。）第10条に基づき、協定の実施に必要な事項を次のとおり定める。

（要請手続き）

- 第1条 協定第2条に定める甲の乙に対する要請は、別記様式第1号（段ボール製品調達要請書）によるものとする。
- 2 前項の要請を受けた乙は、別記様式第2号（段ボール製品調達可能数量等に係る報告書）により調達可能数等を報告するものとする。

（連絡責任者）

- 第2条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。
- 2 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（段ボール製品の確保）

- 第3条 乙は災害時に必要な生活物資として、協定第4条に定める物資の確保に努めるものとする。

（基本的条件の協議）

- 第4条 協定第3条の3に定める基本的条件の協議は、製品の種類、数量、対価、引渡し場所、輸送費、遅延等に関すること、甲、乙及び組合員のいずれかから提起されたこと等とする。
- 2 自然災害その他やむを得ない事情により供給遅延等が発生した場合、甲は基本的条件を尊重するものとする。

（段ボール製品の納入等）

- 第5条 乙は甲指定の場所に段ボール製品を納入する場合、段ボール製品の種類、数量等を記載した納品書を、甲又は甲の指定する者（次項において「引取人」という。）に提出するものとする。
- 2 前項の納品書を受け取った引取人は、段ボール製品の種類、数量等を確認し受領書を発行するものとする。

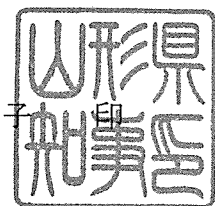
（費用弁償）

- 第6条 協定第6条に規定する費用の請求及び支払いは遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

令和元年 12月 26日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村美栄



乙 東京都中央区八丁堀四丁目1番4号 八丁堀中央ビル8階
東日本段ボール工業組合

理事長 齋藤英男



(実施細目：別記様式第1号)

令和 年 月 日
時 分

東日本段ボール工業組合 理事長 殿

山形県知事 吉村 美栄子

段ボール製品調達要請書

「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり要請しますので、本要請に対する貴組合の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	納品希望場所
	段ボール製簡易ベッド		
	段ボール製シート		
	段ボール製間仕切り		
	その他取扱商品		

問合せ先
部 署
氏 名
電 話 — —
F A X — —
E-mail

(実施細目：別記様式第2号)

令和 年 月 日
時 分

山形県知事 吉村 美栄子 殿

東日本段ボール工業組合 理事長

段ボール製品調達可能数量等に係る報告書

「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」第2条に基づく物資の調達要請について、当方の供給可能数量等を下記のとおり報告します。

記

1 物資の調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
段ボール製簡易ベッド		段ボール製簡易ベッド	
段ボール製シート		段ボール製シート	
段ボール製間仕切り		段ボール製間仕切り	
その他取扱商品		その他取扱商品	

2 物資の納品等の場所・方法等（陸路）

甲及び組合員の基本的条件の協議により納品等の場所、方法等を決める。

（問合せ先
部 署
氏 名
電 話 — —
F A X — —
E-mail

）

災害に係る情報発信等に関する協定

山形県およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、山形県内の暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の災害に備え、山形県が山形県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ山形県の行政機能の低下を軽減させるため、山形県とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

- 1 本協定における取組みの内容は次の中から、山形県およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - （1）ヤフーが、山形県の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、山形県の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - （2）山形県が、山形県内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （3）山形県が、山形県内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （4）山形県が、災害発生時の山形県内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （5）山形県が、山形県内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （6）山形県が、山形県内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 山形県およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、山形県およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく山形県およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるもの

とし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、山形県から提供を受ける情報について、山形県が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、山形県およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

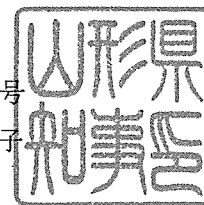
第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、山形県およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、山形県とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年12月26日

山形県：山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村美栄子



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊健太郎



災害時における災害応急対策業務の支援に関する協定書

山形県警察（以下「甲」という。）と東北電力株式会社山形支店（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における警察活動に必要な災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対する災害応急対策業務の支援要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害応急対策業務を行う上で必要があるときは、乙に対し、次に掲げる事項について、支援を口頭で要請することができる。

- (1) 災害時において救出・救助活動の障害となる乙が管理する設備（電力柱、電力線等）の撤去（土砂崩れ等に伴い発生したものは除く。）
- (2) 救出・救助活動に必要な電力の確保
- (3) 警察本部及び警察署等災害警備活動の拠点施設への電力復旧

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、早期に災害応急対策業務の支援に努めるものとする。

（情報の提供）

第4条 甲及び乙は、それぞれが迅速に災害情報を提供するものとする。

- (1) 甲が把握した情報
 - ア 乙が管理する設備の被害に関する情報
 - イ 乙が行う電力復旧活動に必要な情報
- (2) 乙が把握した情報
 - ア 大規模又は長時間の停電が発生した場合の停電地域、停電戸数、復旧見通し等の情報
 - イ 甲が行う災害応急対策業務に有用な情報

(連絡責任者)

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、協定締結後速やかに連絡責任者を選定し相互に連絡するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に連絡するものとする。

(訓練等)

第6条 乙は、甲から防災訓練等への参加について要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年11月18日

甲 山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部長

一瀬 圭



乙 山形市本町二丁目1番9号

東北電力株式会社

執行役員山形支店長

藤原 正雄



東北電力株式会社と東北電力ネットワーク株式会社の
吸収分割契約に伴う覚書

山形県警察（以下「甲」という。）と東北電力株式会社山形支店（以下「乙」という。）及び東北電力ネットワーク株式会社山形支社（以下「丙」という。）は、甲と乙が令和元年11月18日に締結した「災害時における災害応急対策業務の支援に関する協定書」（以下「本協定」という。）の内容について、以下のとおり覚書を交換する。

（権利義務承継の確認）

第1条 甲は、平成31年4月25日に乙と丙との間で締結した「吸収分割契約」（以下「分割契約」という。）に基づき、分割契約の効力発生日である令和2年4月1日をもって、乙の送配電事業等に関して有する権利義務が丙に承継されることを確認する。

（本協定の取扱い）

第2条 甲、乙及び丙は、丙が本協定の当事者として参加することを確認する。
2. 本協定において「乙」とあるのは「乙及び丙」と読み替える。

（効力発生）

第3条 本覚書は、分割契約の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。

本覚書の成立を証するため本書を3通作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 2年 4月 / 日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県警察本部長 一瀬 圭



乙 山形市本町二丁目1番9号
東北電力株式会社
執行役員山形支店長 藤原 正雄



丙 山形市本町二丁目1番9号
東北電力ネットワーク株式会社
山形支社長 茂木 明浩





災害時における帰宅困難者の受入れに関する協定書



災害時における帰宅困難者の受入れに関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と山形県（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、帰宅困難者が災害時拠点強靱化緊急促進事業により整備した乙の所有する一時滞在施設に一時滞在することが可能となるよう、当該施設の受入れの方法等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において使用する用語は、災害時拠点強靱化緊急促進事業制度要綱（平成26年4月1日国住街第165号国土交通省住宅局長通知）において使用する用語の例による。

（一時滞在施設）

第3条 この協定の対象となる一時滞在施設の概要は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 山形県総合文化芸術館
- (2) 所在地 山形市双葉町一丁目2番38号
- (3) 面積 15,789.60平方メートル
- (4) 帰宅困難者の受入れ予定人数 3,030人

（帰宅困難者の受入れの要請等）

第4条 甲は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により、帰宅困難者のための一時滞在施設の開設が必要となったときは、乙に対して次に掲げる事項の協力を要請することができる。

- (1) 一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ
- (2) 備蓄品及びトイレの帰宅困難者への提供
- (3) 一時滞在施設への帰宅困難者の誘導及び当該施設における災害関連情報の提供その他帰宅困難者に対する支援

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、一時滞在施設の被害状況を調査し、受入れの可否について速やかに甲に対して回答するものとする。

3 乙は、帰宅困難者の受入れが可能な旨を回答した場合には、最大限に可能な範囲でこれに協力するものとし、一時滞在施設及びその敷地内の人目につきやすい場所において一時滞在施設である旨を掲示するものとする。

4 第1項の規定による要請は、要請の理由、要請の期間その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、口頭で要請することができる。

5 甲は、前項ただし書の規定により口頭で要請した場合においては、当該要請の後速やかに乙に対して同項の書面を提出するものとする。

(一時滞在施設に関する情報の提供等)

第5条 帰宅困難者の円滑な受入れを図るため、甲は、乙から前条第2項の規定により受入れが可能な旨の回答があったときは、緊急時の情報伝達手段(テレビ、ラジオ、SNS等)により、一時滞在施設の開設状況等の情報を帰宅困難者に提供するとともに、一時滞在施設に誘導するものとする。

2 乙は、甲が行う前項の活動について、可能な範囲でこれに協力するものとする。

(受入れ期間)

第6条 一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ期間は、3日以内とする。ただし、乙が特に認めるときは、この限りでない。

(受入れの報告)

第7条 乙は、第4条第1項の規定による要請に応じたときは、その受入れ人数、受入れ期間等の受入れ実績を書面により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、第4条第1項の規定による要請に係る活動費用(災害救助法(昭和22年法律第118号)その他の法令の適用がある費用を除く。)が乙に生じたときは、当該費用を負担するものとする。

2 乙に生じた費用のうち前項に規定する費用以外の費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(原状回復)

第9条 甲は、一時滞在施設を使用した場合において、当該施設及び備品等を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に回復するものとする。この場合において、乙が原状回復したときは、甲は、その費用を負担するものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、第4条第1項の規定による要請に係る乙の活動に従事する者に損害が生じたときは、甲がその損害を補償するものとする。

(災害時連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、災害時の連絡体制を確実なものとするため、災害時における双方の連絡責任者を書面により通知する。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

(災害時の情報共有)

第12条 甲及び乙は、一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ期間中に得た情報

を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(秘密保持義務)

第13条 甲及び乙は、この協定の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。第16条に規定する有効期間が終了した後も同様とする。

(協議)

第14条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の変更)

第15条 甲又は乙は、この協定を変更するときは、書面によりその旨を通知するものとし、甲及び乙が協議の結果合意に達した場合は、次条に規定する有効期間内であってもこの協定を変更することができる。

(協定の効力)

第16条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から一時滞在施設が存続するまでの期間とする。

この協定の締結の証として、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年12月1日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘



乙 山形市松波二丁目8番1号

山形県

山形県知事 吉村 美栄子



山形県と公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会との 災害時相互連携に関する協定書

山形県（以下、「甲」という。）と公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会（以下、「乙」という。）は、自然災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）の災害ボランティア活動における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県内における災害時において、甲及び乙が相互に協力して災害ボランティア活動の支援を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、災害時において次に掲げる事項について、相互に協力して行うものとする。

- （1）被災地の情報収集と共有及びニーズの把握
- （2）災害ボランティア活動に関する情報発信
- （3）災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達、仕分け及び輸送
- （4）専門的な技能を活用した支援活動
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲乙協議して定める活動

（車両の通行）

第3条 甲は、乙が資機材等を輸送する際は、緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（平時における活動）

第4条 甲及び乙は、災害時において本協定が円滑に運用されるよう、平時から情報交換を行うとともに、合同で研修や訓練等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が行う活動に係る経費については、原則として乙の負担とする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。但し、協定の有効期間満了の日から30日前までに、甲乙いずれからも特段の申し立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれの署名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

令和2年10月27日

(甲) 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄子



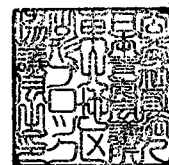
(乙) 山形県天童市東本町一丁目3番21号

公益社団法人天童青年会議所内

公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会

会長

奥山恵治



災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの
電力供給の協力に関する協定書

山形県

山形トヨタ自動車株式会社

山形トヨペット株式会社

トヨタカローラ山形株式会社

ネットトヨタ山形株式会社

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの
電力供給の協力に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と山形トヨタ自動車株式会社、山形トヨペット株式会社、トヨタカローラ山形株式会社、ネッツトヨタ山形株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内において災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し書面（様式第2号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、可能な限り通常業務に優先して、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両の運搬が不可能な場合、甲乙両者で協議し、引渡しの方法を調整する。

（外部給電可能な車両の充電）

第5条 外部給電可能な車両の充電は、乙が定める場所で行うほか、県企業局県営酒田風力発電所で行うことができるものとする。

（貸与期間）

第6条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(貸与期間中の移動)

第7条 貸与期間中に外部給電可能な車両の移動が必要な場合は、甲の責任において、甲が指定する者に運搬させることができるものとする。

(報告)

第8条 乙は、第3条の規定による甲からの要請に伴い、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し口頭又は電話等により報告するものとし、事後速やかに書面(様式第3号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第9条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第10条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第11条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第12条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第13条の規定による。

(車両保険の扱い)

第13条 乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第14条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、山形県内で使用する。
- (3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第16条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第15条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面(様式第1号)により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

- 2 甲が第3条の規定による要請を行う場合及び乙が第8条の規定による報告を行う場合は書面(様式第2号及び第3号)により連絡責任者を報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第16条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。
- 3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練)

第17条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

- 2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及活動)

第18条 甲と乙は、住民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車の普及や、災害時の車中泊について、協力して周知に取り組む。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第20条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも書

面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年7月16日

甲

山形県山形市松波2-8-1

山形県

山形県知事

吉村美栄子

乙

山形県山形市南一番町11-16

山形トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長

鈴木吉徳

山形県山形市飯田西5-5-2

山形トヨペット株式会社

代表取締役社長

鈴木寿昭

山形県山形市南一番町1-15

トヨタカローラ山形株式会社

代表取締役社長

鈴木肇子

山形県山形市東青田5-1-1

ネットトヨタ山形株式会社

代表取締役社長

高橋 侑

様式第1号（第15条関係）

年 月 日

連絡責任者届

団体名【 】

連絡先（窓口責任者）

	第1連絡先	第2連絡先
担当部署		
役職・氏名		
電話番号		
FAX		
Eメールアドレス		

夜間・休日等の緊急連絡先

〈第1連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

〈第2連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

〈第3連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

〈第4連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

注：夜間・休日等の緊急連絡先は4名以上の記入をお願いします。

：携帯メールアドレスについては、可能な範囲で記載をお願いします。

（目的外使用禁止）

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」に記載する事項以外には利用しないこと。

外部給電可能な車両の提供協力要請書

様

〇〇

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3・15条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・庁舎住所)	外部給電予定場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担当者 (連絡先・職氏名)
1			自： 月 日 至： 月 日		
2			自： 月 日 至： 月 日		
3			自： 月 日 至： 月 日		
4			自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡責任者

所属名	
職氏名	
連絡先	

外部給電可能な車両の提供協力受書

様

会社名

代表者名

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第8・15条に基づき、車両を提供しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・庁舎住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡責任者

会社名	
職氏名	
連絡先	

災害時における支援協力に関する
協 定 書

山 形 県
山 形 県 警 察
山 形 県 遊 技 業 協 同 組 合

災害時における支援協力に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）、山形県警察（以下「乙」という。）と山形県遊技業協同組合（以下「丙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県内において災害（災害対策基本法「昭和36年法律第223号第2条第1号に規定する災害をいう。」以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲、乙の災害対策に必要な支援活動に関し、丙の協力について必要な事項を定める。

（協力の範囲）

第2条 本協定の協力は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 車両を利用して避難する避難者（以下「車中避難者」という。）の安全確保を目的とした対象施設（本条第2項に定義する。以下同じ。）の提供
- (2) 浸水想定区域等から避難する車両（以下「避難車両」という。）の受け入れを目的とした対象施設の提供
- (3) 乙の災害対応等のための一時集結場所としての対象施設の提供
- (4) 対象施設に受け入れた車両での避難を行う者に対する飲料水、食料等の提供

2 前項の協力は、山形県内に所在する丙の組合員が管理する施設のうち、以下の施設（以下「対象施設」という。）を対象とする。

- (1) 駐車場
- (2) トイレ、水道施設及びその他の店舗部分（ただし、当該部分の使用については、甲、乙、丙が協議の上、決定するものとする。）

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、災害対策のために施設使用について必要であると認めるとき、又は市町村からの要請があった場合は、丙に対して支援の協力を要請するものとする。ただし、急を要する場合は、市町村が直接、自市町村内における丙の組合員が管理する施設等の所在地、特性、及び被災状況等を考慮した上で、丙の組合員に支援の協力を要請できるものとし、この場合、甲が丙に対して要請したものと同様とする。

2 乙は、災害時において災害対策のために対象施設の使用について必要であると認めるときは、丙に対して支援の協力を要請するものとする。

3 協力要請は、災害時における支援協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、急を要し、文書をもって要請することができないときは、適

宜の方法により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

4 丙、丙の組合員は、甲、乙の要請を待たずに必要な支援を行うことができるものとする。

(協力)

第4条 丙は、前条の規定により支援協力の要請を受けたときは、丙の組合員とともに可能な限り支援協力をするものとする。

(対象施設の使用期間)

第5条 対象施設の使用期間は、3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙丙協議のうえ、期間を延長することができる。

(支援協力結果の報告)

第6条 丙は、支援協力を終了したときは、支援協力結果報告書(様式第2号)により、速やかに支援要請を受けた甲又は乙に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 第4条の規定による支援協力は、無償とする。

但し、丙は、組合員に過大な費用が発生するおそれがある場合は、事前に甲又は乙と協議するものとする。

(担当者名簿等の提供)

第8条 甲、乙、丙は、この協定締結日、及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 丙は、丙の組合員の施設名簿(組合員名簿)を毎年1回、甲及び乙に提供するものとし、施設に変更等があった場合は、甲、乙に報告するものとする。

なお、甲、乙は、丙から提出された丙の組合員の施設名簿(組合員名簿)について、必要に応じて市町村及び警察署等の関係機関と共有することができるものとする。

3 甲、乙、丙は、平常時から相互の連絡体制等について情報交換を行い、災害発生時にそなえるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙、丙から特段の意思表示がない限りその効力を継続する。

この協定の締結を証するために本書3通を作成し、甲、乙、丙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月24日

甲 山形県山形市松波二丁目 8-1
山形県
山形県知事

吉村美栄子

乙 山形県山形市松波二丁目 8-1
山形県警察本部長

佐藤正顕

丙 山形県山形市宮町五丁目 10-19 岡田ビル 1階
山形県遊技業協同組合
理事長

井上静夫

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

山形県

三菱自動車工業株式会社

山形三菱自動車販売株式会社

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）、三菱自動車工業株式会社（以下「乙」という。）及び山形三菱自動車販売株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙又は丙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（行政区内から要請があった場合を含む。）は、乙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた乙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、丙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 乙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、貸与者が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等の貸与に係る費用は無償とし、その他の費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第 11 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (2) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (3) 原則として、山形県内で使用する。
- (4) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第 14 条第 3 項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第 12 条 甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式 3 号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として丙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 11 月 4 日

甲 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号
山形県
山形県知事

吉村美栄子

乙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
三菱自動車工業株式会社
上席執行役

中村達夫

丙 山形県山形市五十鈴三丁目 1 番 6 号
山形三菱自動車販売株式会社
代表取締役 会長

武井裕規

(様式1号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

会社名	
代表	様

山形県知事

災害時における電動車両等の支援に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式2号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

山形県知事

会社名 代表

災害時における電動車両等の支援に関する協定第4条第2項の規定に基づき、
次の通り報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式3号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名

災害時における電動車両等の支援に関する協定第13条の規定に基づき、次の通り報告
(年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第三順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい

【本報告書の変更連絡先】

本報告書の記載内容を変更した場合、下記メールアドレス宛てにご連絡ください。
なお、三菱自動車側の記載内容に変更が生じた場合、同メールアドレスから本報告書記載の
ご担当者様（メールアドレス）宛てにご連絡いたしますので予めご了承ください。

「三菱自動車 DENDOコミュニティサポートプログラム連絡事務局」
メールアドレス：info.densp@mitsubishi-motors.com

津波避難ビルとしての指定に関する協定書

酒田市（以下「甲」という。）と山形県庄内総合支庁産業経済部酒田農業技術普及課（以下「乙」という。）は、津波被害から避難するビル（以下「津波避難ビル」という。）の指定に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が所有する施設を津波避難ビルとして指定することにより、山形県沿岸に津波警報が発令された場合、地域住民等が津波から安全に避難できるようにすることを目的とする。

（指定）

第2条 指定する施設は、下記のとおりとし、甲は、避難者が津波避難ビルであることを認識できる標識を掲示するものとする。

- （1）所在地 酒田市若浜町1番40号
- （2）施設の名称 山形県庄内総合支庁産業経済部酒田農業技術普及課

（立ち入り場所の指定）

第3条 乙は、津波避難ビルの避難者立ち入り場所を指定できるものとする。

（損害賠償）

第4条 甲は、避難に際して避難者が施設又は備品に損害を与えた場合は、当該損害を乙に賠償するものとする。

（甲の責務）

第5条 甲は、地域住民に対して、避難する際に乙の職員がいる場合はその指示に従うこと及び津波警報が解除された場合には、津波避難ビルから速やかに退去しなければならないことを周知するよう努めるものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（協議）

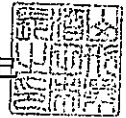
第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年 1月24日

甲 酒田市本町二丁目2番45号

酒田市長 本間正

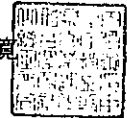


乙 酒田市若浜町1番40号

山形県庄内総合支庁産業経済部

酒田農業技術普及課

課長 高取寛



災害時における協力に関する協定書

山 形 県
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

災害時における協力に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生し、もしくは発生のおそれがある場合又は山形県以外で災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供（結婚式場等）
- (5) 県内市町村が設置した避難所及び、乙が提供する一時滞在施設における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 履行の場所
- (5) 協力を要請する期間
- (6) その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) 避難所等に供給した食事等の数量
- (4) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、原則として、山形県災害救助法施行細則（昭和35年1月山形県規則第4号）に規定する埋葬、死体の処理の費用を限度とする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(一時滞在施設における受入者名簿の提供)

第9条 一時滞在施設における対応状況や、災害救助法が適用された場合に施設の収容状況等を国へ報告する必要があることから、乙は受入者名簿を作成し、甲より受入者名簿の提出を求められた場合は、甲に提供するものとする。

2 乙は、施設管理者に対し、受入者名簿の情報提供を求める場合があることについてあらかじめ周知し、施設管理者は、受入者に名簿の利用目的を明示した上で、必要な個人情報を取得するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(災害時の情報提供)

第 12 条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第 13 条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第 14 条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年 3 月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第 16 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和 6 年 7 月 10 日までとする。ただし、期間満了の 2 ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1 年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 7 月 1 1 日

甲 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号

山形県

山形県知事

吉村美栄子

乙 東京都港区西新橋 1 丁目 1 8 番 1 2 COMS 虎ノ門 6 階

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会 長

渡邊正典

夕

要

口
よ

要

要

肩

肩
こ

イ

第1号様式

年 月 日

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長 様

山形県知事

災 害 時 協 力 要 請 書

災害時における協力に関する協定第3条規定に基づき、次のとおり協力要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

第2号様式

年 月 日

山形県知事 様

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 渡 邊 正 典 印

災 害 時 要 請 業 務 報 告 書

災害時における協力に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しました。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
実施業務内容	
従事者氏名	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	